

## 学生の皆さん学生納付特例制度をご利用ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。学生も20歳になれば国民年金に加入することになっていきますが、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合には、在学期間の保険料を、社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」があります。この制度では、原則4月から翌年3月までの保険料納付が猶予されます。承認期間は年齢基礎年金請求時の受給資格期間の計算に算入されます。

この特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば追納することができず。卒業後は忘れずに追納してください。また、追納する場合は、承認を受けてから3年度目になると、当

時の保険料に加算金がつきます。

また、病気やケガで障害が残ったときや、死亡といった不慮の事態で障害年金や遺族年金を請求するときの納付要件に含まれます。(学生納付特例の申請日によっては含まれない場合もあります。)

▽さかのぼり申請：申請時点の2年1カ月前分まで※申請が遅れると、障害年金が受け取れない場合があります。

▽申請に必要なもの：国民年金手帳・学生証(コピー可) または在学証明書・印鑑(認印)・雇用保険受給資格者証等(コピー可)

※審査には相当の日数を必要とします。結果がご自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。ことをご理解ください。

☎ 広島南年金事務所 ☎ 253・7710 / 住民課 保険年金グループ ☎ 820・5604

## 腎臓機能障害者の通院費を助成します

☎ 人工透析治療を受けるために通院している在宅の腎臓機能障害者※要事前申請

▽助成額：通院1回につきバス運賃及び公共交通機関運賃の30%に相当する額

▽手続きに必要なもの：身体障害者手帳・印鑑

☎ 民生課障害者福祉グループ ☎ 820・5635



## サポートファイルについて ②こんな場面で困ったことはありませんか

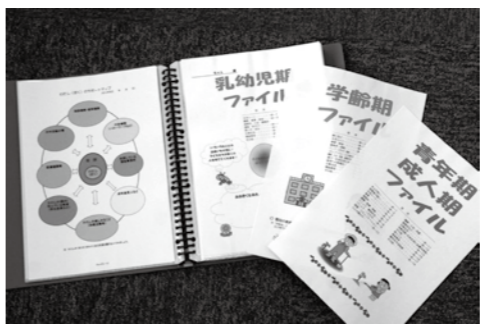
子どもがまだ幼いとき、親自身、まだ障害の事すら理解できないとき、病院を受診したり、また、療育相談に行ったりするとき、いつも同じことを尋ねられて答えるのがいやになったり、学校にあがっても、担任が変わる度、何度も同じことを伝えなければならなかったりなど、支援者に、いろいろ伝えておきたいことはあっても、伝えきれなかったり、そして、考えたくはないけど、親亡き後：安心して我が子を託せる人がいないから、死ぬに死ねない：などなど、子どもを抱えた、親の悩みは尽きません。

障害のある人は、乳幼児期、学齢期、青年期、そして成人期と成長していく過程で、福祉、医療、教育など様々な分野の機関や専

門家などの支援を受けています。

関係機関による一貫した支援を行う上で、本人に関する詳細かつ正確な情報が保護者から支援者等へ伝えることが必要です。

このようなことから、サポートファイルの普及を図ることにより、障害のある人のライフステージを通した一貫した支援の推進を図ることが出来ます。



「サポートファイルの利用・活用にあたって」広島県引用(民生課)

## 障害者・難病患者などへの補装具と日常生活用具を給付します

▽補装具：身体上の障害を補う補装具の交付・修理を行っている。補装具の種類によって、交付・修理の際に県の判定が必要なものがあります。

(種目の例) 義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持いすなど

▽日常生活用具：日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。

(種目の例) 入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具など

▽身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人及び難病患者など

先されます。

【負担額】原則、基準額の1割です。ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外となります。

※購入・修理前に必ず民生課へご相談のうえ、申請してください。

☎ 民生課障害者福祉グループ ☎ 820・5635

## 難聴児への補聴器購入費を助成します

言語やコミュニケーション能力の向上を促進するため、軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入する際の費用一部を助成します。

① 町内に住所を有する18歳未満の人 ② 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の人 ③ 身体障害者手帳の交付の対象とならない人

▽所得制限：世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の人がある場合は、対象外となります。

▽対象経費：補聴器の購入及び更新に要する費用(修理は、対象外)

▽自己負担額：補聴器購入に係る費用の1/3及び補助基準額を超えた額

▽手続きに必要なもの：① 印鑑 ② 医師の意見書 ③ 意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書

※購入前に必ず民生課へご相談のうえ申請してください。

☎ 民生課障害者福祉グループ ☎ 820・5635

### 【訂正とお詫び】

4月号に掲載の記事(P9)「西部地域健康センターの活動の紹介と参加者募集」のカラーオケグループの実施日に誤りがありました。次のとおり訂正してお詫びします。

(誤) 第1・第3木曜日  
← (正) 第1・第3水曜日  
(西部地域健康センター)

## 子育て支援センター エンゼル通信



### ●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
11日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどもの衣服と着替え」
17日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
20日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳~1歳11か月)
27日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)
30日(月)	11:00	5月生まれのお誕生会
6月1日(水)	10:30	子育てなるほど講座「はみがき」
6月6日(月)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上) 11:00~リトミック
6月7日(火)	9:30	ふわふわベビー(11か月までの乳児)

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
19日(木)	9:30	中央ふれあい館

### ●おひさまルーム

上記日程以外の日の9:30~11:30

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)  
※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11か月までの乳児対象)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)  
絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
- 「パパとおひさま」(毎月第2土曜日)9:30~11:30  
パパも「おひさま」デビューしてみませんか?もちろん、ママとおおきさん、おじいちゃんおばあちゃんや里帰りの親子さんもOK!
- チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し  
町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。(無料です)  
※いずれの事業も変更する場合があります。  
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター  
(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503  
開設日時(※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00  
第2土曜日9:30~11:30  
<子育て相談 月~金曜日 13:00~17:00>

## STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

ひだまりサロン情報▶障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。  
☎ 5月19日(木)10:00~12:00 岡町民会館(中溝一丁目11番2号)  
▶利用料 無料(飲物、材料などは実費) 民生課 ☎ 820-5635